

業務改善助成金 Q & A

(令和 7 年 4 月 14 日～)

令和 7 年 4 月 9 日作成

I 対象事業場等の要件について 6

- 問 1 どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。
- 問 2 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。
- 問 3 申請する事業場は「事業場内最賃と地域別最賃の差額が 50 円以内」であるため、差額が 50 円を超える場合は申請できませんか。
- 問 4 労働保険に未加入（労働保険を滞納中）でも助成の対象となりますか。
- 問 5 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも助成対象となるのでしょうか。
- 問 6 賃金引上げの予定があれば、現在は地域別最賃を下回っていても助成対象となりますか。

II 事業場内最賃とその支払対象労働者について 7

- 問 7 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。
- 問 8 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。
- 問 9 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。
- 問 10 季節労働者や、労働時間がかなり短い労働者に支払う賃金を、事業場内最賃とすることはできますか。
- 問 11 1 人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる 2 種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。
- 問 12 雇入れ後 3 月以上勤務している労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後 3 月未満の労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等するのですか。
- 問 13 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるのでしょうか。
- 問 14 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。
- 問 15 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。

Ⅲ 賃金の引上げについて 10

- 問 16 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。
- 問 17 就業規則の改正時期にかかわらず、引上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、助成対象になりますか。
- 問 18 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本助成金利用による引上げと認められますか。
- 問 19 賃金の引き上げを、2 回に分けて（二段階で）行うことはできますか。
- 問 20 地域別最賃の発効日前に申請を行えば、発効日以後に賃金を引き上げても助成要件を満たしますか。
- 問 21 月給制の事業場において賃金の時間額に 1 円未満の端数ができます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

Ⅳ 賃金の引上げ労働者数について 12

- 問 22 賃金を引上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。
- 問 23 雇入れ後 6 月未満の労働者は「引き上げる労働者数」に含まれますか。
- 問 24 「引き上げる労働者数」に、地域別最賃と時間給との差額が 50 円を超える労働者を含めることはできますか。

Ⅴ 業務改善について 13

V-i 助成対象となる経費 13

- 問 25 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。
- 問 26 広告宣伝費や汎用事務機器などの購入経費は、助成金の対象となりますか。

V-ii 助成対象となる設備投資等 13

- 問 27 助成対象経費の下限は 10 万円とありますが、消費税を含めて 10 万円以上である必要がありますか。また、1 つの価格が 10 万円未満の設備投資等であっても、助成の対象となるのですか。
- 問 28 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、助成を受けることはできますか。
- 問 29 設備投資等の内容は、賃金引上げ計画の対象者と直接関連している必要がありますか。
- 問 30 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。
- 問 31 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。
- 問 32 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

- 問 33 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。
- 問 34 設備投資等を行うことにより、それまで外注していた業務を自社で行うことになりました。この場合も助成対象となりますか。
- 問 35 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。
- 問 36 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。助成対象となりますか。
- 問 37 設備投資として、福祉車両（自動車）を導入します。車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。
- 問 38 業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として助成対象となりますか。
- 問 39 助成対象となるパソコンやタブレット端末は具体的にどのようなものですか。

V-iii その他、助成対象となる費用 16

- 問 40 ホームページの作成、改修については、助成対象となりますか。
- 問 41 作業場の無駄な動きを削減し、又は解消するためのレイアウト変更や来客感知システム等の導入等を行います。どのようなものであれば助成対象となりますか。
- 問 42 人材育成・教育訓練費はどのようなものが助成対象となりますか。
- 問 43 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は助成対象となりますか。
- 問 44 今後、増加が予想される外国人観光客を接客等するために、外国語の研修を行います。その費用は助成対象となりますか。
- 問 45 助成対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。
- 問 46 リース料金、保守料金は助成対象となりますか。
- 問 47 事業完了日はどのように定めたらよいでしょうか。
- 問 48 振込手数料は助成対象となりますか。

VI 不交付となる事由 17

VI-i 賃金の引下げ 17

- 問 49 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。
- 問 50 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。
- 問 51 人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。
- 問 52 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。
- 問 53 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

VI-ii 他の助成金等との併給調整 18

問 54	労働関係各種助成金と併せて助成金を受けることはできますか。また、その他の助成金との関係はどうですか。	
問 55	「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて助成を受けることができますか。	
VI-iii	その他の不交付事由	19
問 56	労働基準監督署の是正勧告を受けていても助成金を利用することができますか。	
VII	交付申請について	19
問 57	同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合、どのように申請すればいいのですか。	
問 58	相見積はどのような場合に必要になりますか。また、何か留意点はありますか。	
問 59	交付申請書別紙 1 の「総事業費」「収入額」はどのように記載するのですか。	
問 60	要領別紙 3（注 1）等にある「助成対象経費の上限」は税込みの額ですか。	
VIII	計画の変更等について	20
問 61	計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。	
問 62	交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。	
IX	報告事項について	20
IX-i	事業実績報告等	20
問 63	事業実績報告書の提出時まで、導入機器の値引きや金額の変更があった場合、別紙 1 の「総事業費」の額はどのように記載するのですか。	
問 64	10 人未満の事業場における賃金引上げに関する「(就業規則に) 準ずるもの」についてどのように作成すればいいのですか。	
問 65	引き上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。	
問 66	助成対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。	
問 67	「状況報告」の確認対象はどの労働者ですか。また、確認期間はどのように考えますか。	
IX-ii	財産処分	22
問 68	要綱第 18 条第 2 項の（適正化法）「施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間」は具体的にはどのように定められていますか。	
問 69	「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。	
問 70	本助成金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。	
X	特例事業者	22

問 71 事業開始から 1 年が経過しておらず、前年同期の利益率指標と比較できない場合は物価高騰等要件を満たさないのでしょうか。

XI その他..... 22

問 72 (不) 交付決定を受けたときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますか。

問 73 本助成金について概算払を受けることはできますか。

問 74 本助成金については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

注：問答においては、以下のとおり一部を略記しています。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律→「適正化法」
- ・ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱→「要綱」
- ・ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領→「要領」
- ・ 事業場内最低賃金→「事業場内最賃」
- ・ 地域別最低賃金（＝法定最低賃金）→「地域別最賃」

I 対象事業場等の要件について

問1 どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。

答 対象となる「中小企業事業者」については、要綱第2条及び要領別紙1に定められており、要綱第2条の資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。いわゆる「みなし大企業」（大企業が発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合等）については、交付要綱第2条第2項該当する場合は、対象外となります。

なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。

問2 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。

答 本助成金における「常時使用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。

同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、労働基準法第21条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。

なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。

<参考：労働基準法第21条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問3 申請する事業場は「事業場内最賃と地域別最賃の差額が50円以内」であるため、差額が50円を超える場合は申請できませんか。

答 申請時点で差額が50円を超えている場合は申請できませんが、地域別最賃の改定によって差額が縮まり50円以下になった場合は、地域別最賃の改定日以降であれば申請可能です。

問4 労働保険に未加入（労働保険を滞納中）でも助成の対象となりますか。

答 労働者を1人でも雇っている場合（又は労働保険を滞納中の場合）は、労働保険への加入（又は労働保険料の納入）が必須となりますので、事業場の所在地を管轄する労働局の労働保険主務課室（労働保険適用・事務組合課、労働保険徴収課（室））にご連絡いただき、加入

手続（又は納入手続）をお済ませください。未加入（又は滞納中）は本助成金を受けることはできませんので、ご注意ください。

なお、労働保険暫定任意適用事業場については、未加入でも助成対象となりますが、労働保険の加入手続を済ませた上で滞納している場合には、滞納保険料を納付しなければ本助成金を受けることはできません。

問5 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも助成対象となるのでしょうか。

答 本助成金の賃金引上げ対象者は「雇入れ後6月を経過した労働者」ですが、要綱第4条第1項は、事業場の継続期間を要件としていません。

当該企業で「雇入れ後6月を経過した労働者」が、新設事業場における事業場内最賃の支払対象者である場合、当該新設事業場において既に業務が行われ、当該業務が設備投資等によって生産性の向上、労働能率の増進に資することを確認できるのであれば、新設事業場の業務継続期間が6月未満でも助成対象となり得ます。また、個人事業が法人化した場合でも、法人化前に雇入れ後6月以上経過した労働者を使用している場合は、上記と同様、法人化後の経過期間にかかわらず、助成対象となり得ます。

問6 賃金引上げの予定があれば、現在は地域別最賃を下回っていても助成対象となりますか。

答 申請時に地域別最賃を下回っている事業場は、助成対象とはなりません。

Ⅱ 事業場内最賃とその支払対象労働者について

問7 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。

答 事業場内最賃の算定方法は、地域別最賃と同様の考え方であり、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定により算定され、同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」である精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除外されます。※なお、歩合給を支払っている場合は、〔問8〕にご留意ください。

問8 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。

答 本助成金は「労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額を、（略）引き上げる」（要綱第4条第1項）ものです。そのため、歩合給は賃金算定期間毎にその支払額が変動するものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱っています。

ア ①各労働者の申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除し、②除した額に、固定給の時間当たりの額を加え、③加えた額のうち、最も低い時間当たりの賃金額となります。

イ 賃金引上げについては、その方法（固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等）

は問いませんが、引上げ前の事業場内最賃に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、各コース所定の引上げ額以上とする必要があります。

したがって、例えば、固定給について各コース所定の額以上引上げ、歩合給の支給条件については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コース所定の引上げ額に満たないことがあります。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。

問9 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。

答 取得した介護職員処遇改善加算をどのように労働者に配分するかについては、介護事業者の判断によりますが、設問のように、これを労働者数で除した額を毎月、賃金（手当）として支払っている場合は、歩合給に準じて〔問8〕のように取り扱ってください。

問10 季節労働者や、労働時間がかなり短い労働者に支払う賃金を、事業場内最賃とすることはできますか。

答 季節労働者（ア）や、総実労働時間が短い労働者（イ）の取扱いについては、以下のとおりです。

ア 毎年、一定の時季に限って就労する季節労働者（申請前の継続勤務期間が3月未満）

事業の性質から一定の季節に限って生ずる業務に従事させるため、前季に引き続き使用する労働者がおり、今後も当該労働者が当該季節に就労することが見込まれる場合には、当該労働者を事業場内最賃の支払対象者として申請することができます。

イ 就労日が毎週1日、1日の労働時間が2時間など、総実労働時間が相当短い労働者

要綱においては、事業場内最賃の支払対象労働者の一定期間における労働日数や所定労働時間数の下限についての定めはなく、所定労働時間が相当に短い労働者であっても、その者に支払う賃金を事業場内最賃として申請することができます。

ただし、所定労働時間等が極端に短く、かつ、事業場内最賃の支払対象者数も1、2人である場合等には、労働契約締結状況、出勤実績、賃金支払実績等により、労働者性の有無等についても審査、調査を行うことがあります。

問11 1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。

答 例えば、介護業務と事務業務の2種類の業務それぞれの賃金等の労働条件が明確となっている場合には、そのうちの一方の業務について、その所定労働時間の多寡を問わず、当該賃金額を事業場内最賃として申請することができます。

問12 雇入れ後6月以上勤務している労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後6月未満の労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等するのですか。

答 雇入れ後6月以上勤務している労働者の中で、最も賃金額が低い者の当該額を事業場内最賃として申請する必要があります。また、引上げ前の事業場内最賃より賃金額の低い労働者がいる場合は、当該労働者の賃金額も新たな事業場内最賃まで引き上げる必要があります。

問13 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。

答 見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。

なお、本助成金を利用して一般の労働者の事業場内最賃の引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最賃を下回っていても、試用期間中等の労働者について、事業場内最賃の引上げ額と同額以上の引上げを行えば、計画に基づく所要の賃金引上げがなされたものと取り扱います（試用期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最賃以上の賃金を支払う必要があります。）。その場合の試用期間中の定めについては、別途就業規則等で定める必要があります。

問14 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。

答 引上げ前の事業場内最賃の支払対象労働者が、計画に基づく賃金引上げ前に産前産後休暇又は育児休業を取得したことにより、当該労働者に対する引上げ後の賃金の支払が全くない場合は、賃金引上げが実際になされたかが確認できないため助成対象とはなりません。

ただし、事業実績報告書提出までに職場復帰し、賃金引上げ後に1日でも勤務し、引上げ後の賃金が支払われた場合は助成対象となります。

なお、上記前段の場合、当該労働者以外の労働者で引上げ前の事業場内最賃を上回る賃金を支払っていた者の賃金（引上げ後の事業場内最賃を下回っているものに限る。）を要綱別表第1の第2欄に定める引上げ額以上に引き上げる場合は助成対象となります。この場合、産前産後休暇又は育児休業を取得している労働者の職場復帰後の賃金についても、当然、事業場内最賃以上とする必要があります。

問15 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。

答 必要な手続は退職時期によって異なりますので、以下をご参照ください。

ア 退職時期が賃金引上げ前の場合

他の労働者（雇入れ後6月以上勤務している労働者）を事業場内最賃の支払対象者とすることができる場合は、事業計画変更申請書を提出してください。そうした対応ができな

い場合は、事業廃止承認申請書を提出し、あるいは申請を取り下げる必要があります。

イ 退職時期が賃金引上げ後の場合

賃金引上げ後退職までの間においても勤務し、それに応じた賃金が支払われているときは、その日数如何にかかわらず助成対象となりますが、事業実績報告書提出の際は、様式第9号別紙2の3(2)イにその旨付記してください。

Ⅲ 賃金の引上げについて

問16 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。

答 賃金の引上げは、地域別最低賃金の引き上げを除き、交付申請後（申請書を労働局に提出した後、郵送による場合は申請書が労働局に到達した後）以降から事業完了期日までの間であれば、実施時期を問いません。また、実際の支払いは事業実績報告書の提出日までに行う必要があります。

問17 就業規則の改正時期にかかわらず、引上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、助成対象になりますか。

答 賃金の引上げは、要領第2の7において就業規則等の改正及び適用がなされたことをもって実施されたこととなると定めています。例えば、

①交付申請日：7月10日、賃金引上げ日：8月1日、賃金締切日：8月末日、賃金支払日：9月15日の場合は要件を満たしますが、

②交付申請日：7月10日、賃金引上げ日：7月1日、賃金締切日：7月末日、賃金支払日：8月15日の場合は、交付申請より前に引き上げたことになり、助成対象とはならないことにご留意ください。

なお、賃金引上げに当たっては、上記のとおり就業規則等の改正及び適用がなされる必要がありますが、引上げ後の事業場内最賃額と同額を就業規則等に記載いただく必要がございます。

①交付申請日：7月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：8月1日、賃金引上げ日：8月1日、賃金締切日：8月末日、賃金支払日：9月15日の場合は要件を満たしますが、

②交付申請日：7月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：7月1日、賃金引上げ日：8月1日、賃金締切日：8月末日、賃金支払日：9月15日の場合は、実際の賃金引上げ日が8月1日であっても、改正就業規則の適用日が申請日より前であるため、助成対象とはならないことにご留意ください。

また、10人未満の労働者を使用する事業場で「就業規則に準ずるもの」を提出する場合は、問64を参照してください。

問18 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本助成金利用による引上げと認められますか。

答 本助成金利用による賃金引上げとは、すべての賃金の合計額をみて、所定の額以上の引上げがなされている場合をいいます。したがって、例えば、本助成金利用による賃金引上げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を減額する場合でも、このことのみにより交付対象とならないものではありません。しかし、見直し後、すべての労働者に対して支払う賃金総額が引上げ後の事業場内最賃以上である必要があります。

なお、以上により手当を減額する場合については、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定による地域別最賃の算定において、同法第4条第3項第三号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」として算入を除外される精皆勤手当、通勤手当又は家族手当についても賃金総額に含まれ、これらを引下げ又は廃止した結果、賃金総額でみた引上げ額が各コース所定の引上げ額を下回る場合は、本助成金利用による賃金の引上げとは認められませんのでご注意ください。

問19 賃金の引き上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

答 事業場内最賃の引上げについて、2回に分けて行うことはできなくなりました。

（例）

5月1日に事業場内最賃を1,000円から1,010円に、9月1日に1,010円を1,030円に、2段階に分けて30円引き上げるものとして申請をした場合、5月1日と9月1日を合算して引上げ額を算定することはできません。また、それぞれの引上げ額は10円と20円ですので、30円以上引き上げたことになりません。

問20 地域別最賃の発効日前に申請を行えば、発効日以後に賃金を引き上げても助成要件を満たしますか。

答 地域別最賃の発効日以後に賃金を引き上げる場合は、地域別最賃の発効日以後の最低賃金額から所定の額以上引き上げる必要があります。その際、発効日以後の地域別最賃額より事業場内最賃の方が高い場合は、事業場内最賃から所定の額以上引き上げる必要があります。

一方で、地域別最賃の発効日前に交付申請を行い、地域別最賃の発効日前に事業場内最賃から所定の額以上引き上げる場合は助成対象となりますが、賃金引上げ日を休業日等に定めて支払い実績が確認できない場合は、発効日前の賃金引上げとは認められないことにご留意ください。

また、賃金引上げ日から地域別最賃の発効日までに勤務実績がないことなどにより、賃金引上げが実施されたか確認できない場合、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできませんので、ご注意ください。

問21 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数がでます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

答 時間額以外の方法で賃金額が定められている場合であれば、1時間当たりの額に1円未満の端数がでる場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引き上げれば、本事業における引上げと認められます。

例えば、1時間当たりの額が945円50銭の場合、1時間当たりの額を975円50銭以上に引き上げることとすれば、30円コースの引上げと認められます。

Ⅳ 賃金の引上げ労働者数について

問22 賃金を上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。

答 事業場内最賃である労働者の外、引き上げられることにより賃金が追い抜かれる労働者についても、申請コースと同額以上引き上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。

例えば、ある事業場内の労働者の賃金がそれぞれA（1,000円）、B（1,020円）、C（1,030円）で、Aが事業場内最賃で30円引き上げる場合は、追い抜かれるBも1,030円以上に引き上げることが助成要件です。また、Aと同様に30円引き上げて1,050円にする場合は、引上げ労働者数は2人となりますが、Cを30円引き上げてもCは申請時に引き上げ後の事業場内最賃以上なので引上げ労働者数には含まれません。

問23 雇入れ後6月未満の労働者は「引き上げる労働者数」に含まれますか。

答 要領第10では、「引き上げる労働者数」の雇用期間について定めていないことから、雇入れ後6月未満の労働者も「引き上げ後の賃金額を下回る労働者」に該当します。

一方で事業場内最賃を決める際には、雇入れ後6月以上の労働者を基準にする必要があります（要綱第4条）のでご注意ください。

問24 「引き上げる労働者数」に、地域別最賃と時間給との差額が50円を超える労働者を含めることはできますか。

答 問23の考え方により、申請コースと同額以上引き上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。

例えば60円コースの場合、ある事業場の労働者の賃金がA（1,000円）、B（1,010円）、C（1,055円）であって、地域別最賃、事業場内最賃額ともに1,000円であり、Aを当該最賃額から60円引き上げ1,060円とする場合は、追い抜かれるBとCも60円引き上げ、それぞれ1,070円、1,115円とした場合、地域別最賃と時間給との差額が50円を超えているCも引上げ労働者に含めることができ、引上げ労働者数は合計3人となります。

V 業務改善について

V-i 助成対象となる経費

問25 どのような設備投資が助成の対象となるのですか。

答 助成対象となるのは「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等です（要綱第3条）。生産性向上には、例えば事業場の売り上げの増や収益改善も含まれます。また、具体的な設備投資等の対象は要領別紙4に示されています。生産性の向上や労働能率の増進に資する設備投資等であっても、助成対象外となるものもあることにご留意ください。

なお、物価高騰等要件に該当する特例事業者は、「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等について、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン（タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器を含む。）の新規購入が対象となる場合があります。

問26 広告宣伝費や汎用事務機器などの購入経費は、助成金の対象となりますか。

答 広告宣伝に係る費用や汎用事務機器などの購入費用については、要領別紙4注8③「通常の事業活動に伴う経費」に該当するため、助成対象となりません。

V-ii 助成対象となる設備投資等

問27 助成対象経費の下限は10万円とありますが、消費税を含めて10万円以上である必要がありますか。また、1つの価格が10万円未満の設備投資等であっても、助成の対象となるのですか。

答 助成対象経費の下限の10万円に消費税は含まれません。

例えば、税込価格（消費税率10%）が104,500円であっても、税抜価格は95,000円で10万円未満となりますので、対象となりません。

また、1つの価格が10万円未満の設備投資等であっても、他の生産性向上に資する設備投資等と合わせた合計金額が10万円以上となる場合は、助成の対象となります。

問28 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、助成を受けることはできますか。

答 導入機器等の納品は、交付決定後でなければならず、交付決定前に納品された場合は助成を受けることはできませんので注意してください。一方、申請後、交付決定前であっても、導入予定機器等を発注すること自体は差し支えありません。

なお、申請後、交付決定前に、導入予定機器等を販売業者等から無償で借り受け試験的に使用すること（いわゆるデモ機）は、設備投資等を行うことにはならず、交付決定後に当該機器等の購入契約を締結して正式に導入する場合は、助成を受けることができます。

問29 設備投資等の内容は、賃金引上げ計画の対象者と直接関連している必要がありますか。

答 本助成金における業務改善の目的は、企業及び事業場の生産性向上等により、賃金の引き

上げに際しての負担を軽減することです。そのため、賃金引上げ計画の対象者が従事する業務と、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等が行われる業務とが直接関連していても問題はありません。

問30 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

答 相互の関連はない複数の設備投資等であっても、それぞれが生産性の向上、労働能率の増進に資するものであれば、設備投資等の合計の額をもって申請し、各コースの上限額を限度として助成を受けることができます。

問31 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

答 原則として、自社で施工、製造するものは助成の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは助成対象となります。

ただし、この場合においても、原材料費について二者以上からの見積もりが必要となりますのでご注意ください。

問32 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

答 既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。

ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、助成対象となります。

問33 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。

答 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、助成対象となります。

問34 設備投資等を行うことにより、それまで外注していた業務を自社で行うことになりました。この場合も助成対象となりますか。

答 申請事業場内の一連の業務のうち一部外注していたものを、設備投資等を行うことにより、新たに自社で対応することとする場合は、一連の業務全体でみると、通常、生産性の向上、労働能率の増進に資すると考えられることから、助成対象となります。

問35 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

答 設備投資等については、使用する時季が限られるもの、常時使用するものではないもので

あっても助成対象となり得ます。

ただし、想定される使用頻度が極端に低いものについては、生産性の向上、労働能率の増進に資するとはいえず、要領別紙3の（注8）の⑦又は⑧に該当するものとして不交付決定されることがありますのでご注意ください。

問36 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。助成対象となりますか。

答 事業主が専ら使用する機械設備の導入であっても、事業主が労働者と同じように使用することにより、申請事業場の生産性向上が認められる場合は、助成対象となります。

問37 設備投資として、福祉車両（自動車）を導入します。車両本体以外の関連費用も助成対象となりますか。

答 自動車購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、検査登録（届出）手続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

一方、対象とならないものは、検査登録（届出）手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等です。

なお、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても原則として対象外ですが、カーペットマット、サイドバイザー（ドアバイザー）等通常装備されるものについては助成対象となります。

（参考：乗用自動車や貨物自動車の購入について）

乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（特種用途自動車を除く）については、物価高騰等の影響を受けた事業者（※）である場合に限って、助成対象となります。

※ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月のうち任意の1月における利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が3%ポイント以上低下している事業者（物価高騰等要件に該当する特例事業者）

問38 業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として助成対象となりますか。

答 例えば、プリント生地工場における布地印刷用のプリンター等の業務用高機能プリンターの導入において、当該プリンターの稼働に必要なパソコンのスペック、ハードディスクの容量等が、当該プリンター稼働の要求仕様となっており、事務作業用の汎用パソコン、ハードディスクでは対応できない場合に限り助成対象となり得ます。

問39 助成対象となるパソコンやタブレット端末は具体的にどのようなものですか。

答 例えば、POSレジシステムを導入するために既存のタブレット端末では稼働せず、システ

ムと一体となって使用する場合は助成対象となり得ます。

また、単なるパソコンの買い換えや、汎用タブレット端末等は原則として助成対象にはなりません。ただし、パソコン、スマートフォン、タブレット及びその周辺機器の新規購入については、物価高騰等の影響を受けた事業者（※）である場合に限って、助成対象となります。

※ 問 37 の※参照。

V-iii その他、助成対象となる費用

問40 ホームページの作成、改修については、助成対象となりますか。

答 一般的なホームページに見られる閲覧者からの質問、問い合わせを受ける機能を付加する改修等は要領別紙3（注8）③「広告宣伝費」に該当し助成対象とはなりません。ただし、ホームページ上で受発注及び決済の両方が可能となるもののほか、受注（顧客からの発注をホームページ上で受ける）機能のみを付加する改修等については助成対象となります。

問41 作業場の無駄な動きを削減し、又は解消するためのレイアウト変更や来客感知システム等の導入等を行います。どのようなものであれば助成対象となりますか。

答 例えば、飲食店においては、調理場の改修、調理した料理を一時的に置く棚の設置、ホール側から直接棚の料理を取って配膳できるようにするカウンターの改修、洗い場に隣接した食器の一時保管棚の設置等により、労働者の移動等の時間が削減され作業が効率化する場合、あるいは、1階を資材等の保管スペースとしており、事務員等は2階で就労している事業場における1階玄関への来客感知システム（インターフォン、カメラ、モニター等が一体となったもの）の設置等により、事務員等が就労場所から離れずに来客に対応することができるようになる場合には助成対象となり得ます。

問42 人材育成・教育訓練費はどのようなものが助成対象となりますか。

答 教育等の内容については、賃金引上げに効果的なものに限られており（要領別紙3（注5））、そのような教育等を行うことができる団体等であれば助成対象となります。なお、例えば労働者の一般的教養を高めるためのセミナー等は対象となりません。

問43 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は助成対象となりますか。

答 要領上、「事業を実施する上で必須となる資格の取得」にかかる費用は助成対象外とされていますが（別紙3（注8）④。飲食店における食品衛生責任者等）、労働者が特定の業務に従事する上で必須又は有益となる資格（タクシー業における2種免許、建設業における各種重機の運転資格等）の取得費用は助成対象となります。

問44 今後、増加が予想される外国人観光客を接客等するために、外国語の研修を行います。そ

の費用は助成対象となりますか。

答 外国人観光客の接客等のための外国語の研修費用については、外国人観光客の増加を図り、売上げの増加等が期待できる具体的な計画が策定されているのであれば、賃金引上げに効果的なものとして助成対象となります。

問45 助成対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。

答 経営コンサルティングの実施者については、要領別紙3（注6）に具体的に示されているほか、金融機関が行う経営相談に準じて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関による経営コンサルティング経費についても助成対象となります。また、特定のコンサルティングを依頼する契約のほか、新たに継続的なコンサルティング契約（顧問契約）を締結する場合についても、当該年度内の経費については助成対象となります。

なお、経営コンサルティングを利用しようとする場合についても、原則として二者以上の見積もりが必要ですが、求めようとするコンサルティングの内容等から二者以上から見積書を取ることが困難な場合には、その旨を記載した理由書（様式任意）を提出し、一者見積もりでの妥当性について審査により認められることがあります。※〔問58〕参照

問46 リース料金、保守料金は助成対象となりますか。

答 リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、助成対象となる経費は、助成実施年度に支払われるものに限りです。この場合、複数年分を助成実施年度に支払った場合は、助成実施年度を含め3年分が助成対象となります。

問47 事業完了日はどのように定めたらよいでしょうか。

答 ①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日（就業規則等の改正日）のいずれか遅い日となります。

なお、事業は原則として交付決定の属する年度の1月31日までに行う必要があります。ただし、やむを得ない理由がある場合は、申請書に任意様式の理由書を添付し、所轄労働局が認めた場合は、交付決定の属する年度の3月31日までとすることができます。

問48 振込手数料は助成対象となりますか。

答 振込手数料は助成対象外です。

VI 不交付となる事由

VI-i 賃金の引下げ

問49 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。

答 要綱上、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が労働者の都合による場合は、賃金を引き下げた場合に当たらない旨示されています（要綱第4条第4項第一号ウ）。そのため、本

人希望による短時間勤務や所定労働日の少ない勤務への変更に伴い賃金の引下げがあった場合でも、交付対象となり得ます。

なお、こうした場合については、労働者自身の希望によるものであることを明らかにするため、所定労働時間の短縮等を申し出る旨及びその理由が簡潔に記載され、労働者の署名又は記名押印のある書面を事業実績報告書に添付して提出してください。

問50 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。

答 賃金規程に基づく賃金の減少については、就業規則等であらかじめ定められている場合には、設問のケースの他、賃金体系上、高齢期にいわゆる賃金カーブが右肩下がりになっていることによるものについても、要綱第4条第4項第一号の賃金引下げには該当しません。

ただし、例えば、再雇用の労働者に対し時給 1500 円を支払っていたにもかかわらず、不当に時給 1000 円に切り下げるなど、労働条件の不利益変更を行った場合には該当することになります。

問51 人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。

答 要領上、人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由によると所轄労働局長が認めた場合は、賃金の引下げには当たらないとされています（要領第2の14のなお書）。

これについては、単に人事評価制度が設けられているか否かだけではなく、例えば、賃金の減額は、当該労働者の業績が不良である等具体的な事由に基づきなされるものとなっているか等、制度の合理性及び運用の適切性を踏まえて判断することとなります。

問52 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。

答 基本給を減額するものであっても、手当が新設、増額される等により、賃金算定期間毎の賃金総額が減少する労働者が生じないような賃金体系の変更の場合は、要綱第4条第4項第一号の賃金引下げには当たりません。

問53 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

答 設問のような状況の下での賃金引下げについては、要綱第4条第4項第一号イに当たる場合の他、所定労働時間（日数）の短縮（減少）による月当たりの賃金額を引き下げた場合についても、同号ウに該当するため助成対象となりません。

VI- ii 他の助成金等との併給調整

問54 労働関係各種助成金と併せて助成金を受けることはできますか。また、その他の助成金との関係はどうですか。

答 他の助成金等について助成対象が同一の設備投資等に要する費用ではないものについて

は、原則として、併せて助成を受けることができますが、他の助成金等の補助目的等が重複する場合は、併給調整の対象となることがあります。詳しくは、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

なお、業務改善助成金で賃金引上げの対象とした労働者について、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の支給対象労働者としてカウントすることはできませんので、ご注意ください。

問55 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて助成を受けることができますか。

答 公益財団法人等から、本助成金の助成対象と同一の設備投資等の費用に対する助成等を受ける場合は、「その他これに類する助成等を受けている場合」（要綱第4条第4項第一号エ）に該当することから、併せて助成を受けることはできません。詳しくは、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

VI-iii その他の不交付事由

問56 労働基準監督署の是正勧告を受けていても助成金を利用することができますか。

答 労働基準監督署から是正勧告を受けていたとしても、その是正がなされれば（もしくはされる見込みであれば）助成金を受けられることがあります。詳しくは、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

VII 交付申請について

問57 同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合、どのように申請すればいいのですか。

答 本助成金は、事業場ごとに申請することとなっています。設問の場合、個別に算定できない本社における設備投資等の費用について申請するものですが、そうした場合には、事業場数で按分して費用を算出してください。

なお、事業場の独立性の判断は、労働基準法における考え方と同一です。

問58 相見積はどのような場合に必要になりますか。また、何か留意点はありますか。

答 相見積が不要となるのは、「契約予定額が10万円未満の場合」又は「相見積を取ることにより難しい場合」のいずれかの場合です。

なお、この10万円は税抜価格で判断します。

ただし、知的財産権や独占販売権等によって、販売元が限られており、そのことが客観的に分かる場合には見積書が提出できない場合として認められますが、システム改修の場合で著作権上や契約上他の業者に改修をさせることができない場合、申請者がフランチャイジーであってフランチャイズ契約上、フランチャイザーやその指定業者以外の者から機器等を購入できない場合等は見積書の提出を不用とすることはできません。

問59 交付申請書別紙1の「総事業費」「収入額」はどのように記載するのですか。

答 「総事業費」は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等に要した費用の総額（助成対象外の経費や消費税を含んだ額）を記載してください。また、「収入額」は各種助成金等の国庫補助金所要額調書に共通する項目として設けられていますが、通常この欄はゼロとなります。

問60 要領別紙3（注1）等にある「助成対象経費の上限」は税込みの額ですか。

答 原則、消費税を除いた額です。

VIII 計画の変更等について

問61 計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。

答 例えば、①申請時と同一の型番の製品について申請時の見積額より安価となった場合（見積額より高額になった場合には計画変更申請が必要）、②賃金引上げ日の変更の場合（事業完了予定期日の翌日以降への変更となる場合は、事業完了予定期日変更報告書が必要）については、軽微な変更となります。また、助成対象機器の納品期日が変わった場合についても、事業完了予定日を超えないものは軽微な変更となります（予定期日の翌日以降に変更する場合は事業完了予定期日変更報告書が必要）。

問62 交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。

答 いずれの場合についても、申請を取下げるときは、取下書（様式任意）を提出してください。（適正化法第9条第1項（要綱第7条）に規定する申請の取下げの場合も任意様式で提出してください。）

なお、取下げの場合も申請書原本は返却できませんが、見積書など添付資料については、申し出があれば原本を返却します。

IX 報告事項について

IX-i 事業実績報告等

問63 事業実績報告書の提出時までに、導入機器の値引きや金額の変更があった場合、別紙1の「総事業費」の額はどのように記載するのですか。

答 報告書別紙1の国庫補助金精算書の総事業費について、導入機器の値引き等により交付申請書別紙1の国庫補助金所要額調書の総事業費の額を下回った場合は、実際に支払った額を記載してください。

問64 10人未満の事業場における賃金引上げに関する「（就業規則に）準ずるもの」についてはどのように作成すればいいのですか。

答 （就業規則に）準ずるものについては、少なくとも、賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、併せて、作成者（事業場名）、作成年月日等を記載した書面を作成して

ください。この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付するとともに、作成後は労働者に対して周知してください。

なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。

問65 引き上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

答 要領第2の7のとおり、引き上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要があります。ただし、事業完了期限の延長が認められた場合であって、例えば賃金引上げが3月1日、事業完了日が3月31日で、賃金支払い日が未締め翌15日支払いの場合、事業実績報告書は4月10日までが提出期限のため、4月15日支払い分の賃金台帳を提出できない可能性があります。そのような事情が生じたときは、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

問66 助成対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。

答 要領第13の3のとおり、原則として振込払いとなります。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形（回し手形を除く。）等による支払いで、原則として事業完了期日である、交付決定の属する年度の1月31日まで（やむを得ない理由により事業完了期限の延長が認められた場合には、その期限まで）に口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。また、現金支払いの場合は、預金通帳等の写しだけでなく、総勘定元帳、現金出納帳等も提出してください。

問67 「状況報告」の確認対象はどの労働者ですか。また、確認期間はどのように考えますか。

答 様式第8号のとおり、対象期間中に在籍している労働者のうち、対象期間中に解雇等がなされた労働者及び賃金引上げ計画に基づいて賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写しを添付していただき、賃金額等を確認することとしています。

なお、助成金を交付する目的に必要な場合は、労働局においてこれらの労働者以外の労働者についても賃金額等を確認することがありますので、その場合は、対象期間中に在籍している労働者全員が確認の対象になります。

確認期間の考え方は、以下の具体例をご参照ください。

（例）

ア 6月1日に賃金引上げ、2月1日に支給申請を行った場合

- ・ 不支給事由確認期間・・・当年度1月31日まで
- ・ 状況報告の提出期限・・・当年度2月28日まで

イ 7月1日に賃金引上げ、10月1日に支給申請を行った場合

- ・ 不支給事由確認期間・・・当年度1月1日まで
- ・ 状況報告の提出期限・・・当年度2月1日まで

IX- ii 財産処分

問68 要綱第 18 条第 2 項の（適正化法）「施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間」は具体的にはどのように定められていますか。

答 設問の施行令に基づき、厚生労働省告示「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」が定められています。

該当がある場合には、労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

なお、中古品についてもこの告示によることとなります。また、告示は毎年改正される可能性があるため、最新のものであることを確認してください。

問69 「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。

答 「効用の増加価格」（要綱第 18 条第 1 項）は、機械又は器具に改造等を加えたことにより、改造等の前に比べてその価値が増加したときの従前の価値との差であり、基本的には改造等に要した費用と考えられます。

本助成金を利用し改造等をした機器等の財産処分が必要となる事情が生じたときは、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

問70 本助成金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。

答 要綱第 18 条第 2 項において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けなければならないとされています。

該当する場合は、労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

X 特例事業者

問71 事業開始から 1 年が経過しておらず、前年同期の利益率指標と比較できない場合は物価高騰等要件を満たさないのでしょうか。

答 事業開始から 1 年を経過しておらず、前年同期との比較ができない場合は、事業開始日以降で労働者を雇ってから申請の前々月までの間の適当な月の指標で判断します。

XI その他

問72 （不）交付決定を受けたときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますか。

答 本助成金に係る（不）交付決定は「行政庁の処分」には該当しませんので、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることはできません。

問73 本助成金について概算払を受けることはできますか。

答 概算払することはできません。

問74 本助成金については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

答 業務改善助成金交付申請書等の作成等については、社会保険労務士法第2条に規定されている社会保険労務士の業務に該当するため、社会保険労務士が業務として提出代行、事務代理を行うことができます。

提出代行事務等を行う場合、申請書等に氏名等を記載することが義務付けられているため、その義務の履行に当たっては、「代理人」を「事務代理者」等書き換え社会保険労務士の名称を表示する等必要な事項を記入した上で、様式第1号の代理人欄を活用することは差し支えありません。